

ハワイ風景写真ブログ無断掲載事件

東京地方裁判所

平成23年(ワ)第32584号

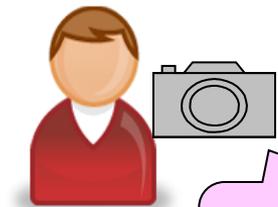
2013年3月7日

株式会社NTTデータ 西川英毅
凸版印刷株式会社 内田多

【概略】

裁判所	東京地裁	判決日	2012年12月21日
当事者	原告:写真家A(ハワイ在住アメリカ人) Hawaiian Art Network L.L.C. (美術品販売及び写真のライセンス業務を行うハワイの会社)		
	被告:旅行会社Plus Young TRAVEL (日本国内、マレーシアや韓国等へのオーダーメイド旅行ツアーの企画会社)		
結論	原告請求一部認容 ●原告Aに対する78,704円＋年5分の利息の損害賠償金の支払い。 ●原告会社HANに対する72,176円＋年5分の利息の損害賠償金の支払い。		
判決文	http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130110151100.pdf		

【事案の概要】



原告A

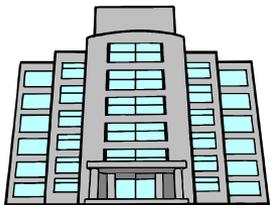
①本件写真(1)(2)
を撮影

②2005年以前

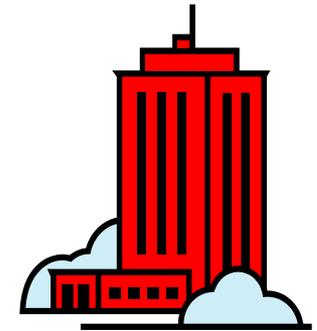
非独占的利用許諾権
を付与

③2010年9月14日

独占的利用許諾権を
付与



原告(HAN社)



被告(旅行会社PUT)

⑥2011年6月23日(原告⇒被告)

弁護士を通じ、本件写真(1)の削除と
損害金10万円の支払いを請求。

⑦ 2011年7月15日(被告⇒原告)

1万円を同封の上、10万円を支払う
体力が不足している旨連絡。

⑧2011年7月20日(原告⇒被告)

1万円での和解不可および本件写真
(2)の削除と損害金残19万円を請求。

④2011年1月10日
本件写真(2)をブログに
掲載。

⑤2011年2月4日
本件写真(1)を別のブロ
グに掲載。

【原告の請求】

損害賠償金の支払い(※民法第709条)

著作権(複製権、公衆送信権)侵害による。

●原告A:301,731円および年5分の金員の支払い

●原告HAN社:446,332円および年5分の金員の支払い

【争点】

争点①本件写真の著作物性、著作者及び著作権者

本件写真は、原告Aの**思想・感情**が表現されている著作物と言えるか。

争点②被告の過失の有無

被告PUT社が本件写真を被告ブログに**掲載した手順**において、被告PUT社に**過失**はあるか。

争点③原告らの損害及び損害額

- 原告Aの逸失利益(=本件写真の正規ライセンス料)
- 原告HAN社の逸失利益(=本件写真の正規ライセンス料の20%)
- 原告HAN社の積極損害
 - ⇒原告HAN社が権利侵害者(被告PUT社)に対する、損害賠償の請求・徴収に要する必要経費・費用

【争点①に関する原告・被告の主張】

争点①本件写真は、原告Aの思想・感情が表現されている著作物と言えるか。

原告	被告
<p>本件写真(1)は、夕焼け空・波・岸壁等を被写体として、黒とオレンジ色のコントラストを際立たせて夕暮れ時の一瞬を写し取った。</p> <p>本件写真(2)は、夕焼け空・波・砂浜・サーフボードを抱えた人物を被写体として、赤～紫～黒のグラデーションの色彩の中に夕焼けの黄色オレンジを一部に差込ませ、極めて印象的な色彩に仕上げた。</p> <p>本件写真は、被写体の選択、レンズ・カメラの選択、アングル、シャッターチャンス、シャッタースピード・絞りの選択、ライティング、構図・トリミング等により、原告Aの思想・感情が表現されている。</p>	<p>原告の主張は否認。</p>

【争点①に関する裁判所の判断】

争点①本件写真は、原告Aの思想・感情が表現されている著作物と言えるか。

本件写真(1)	本件写真(2)
<p>沈みゆく太陽、荒々しい波、陰しい崖等を被写体として夕暮れ時の海岸における光景を撮影した写真であり、大洋を中心とするオレンジの色彩に対して崖等には黒の色彩が施されている。</p>	<p>夕焼け空、小さな波、砂浜、サーファーボードを抱えたサーファーを被写体として夕暮れ時の海岸における光景を撮影した写真であり、赤～紫～黒の色彩の中に夕焼けの黄色～オレンジの色彩が施されている。</p>
<p>本件写真は、いずれも、夕暮れ時の太陽光によって照らし出される海岸の光景を、構図、カメラのアンブル、シャッタースピード等を工夫して撮影したものと認められ、撮影者の個性が現れており、撮影者の思想又は感情を創作的に表現したものであると認められるから、著作物であるというべき。</p> <p style="text-align: center;">本件写真の創作性を認定</p>	

【争点②に関する原告・被告の主張】

争点②被告PUT社が本件写真を被告ブログに掲載した手順において、被告PUT社に過失はあるか。

原告

被告はヤフーの検索画面で「画像」を選択の上「ハワイ」という検索ワードを入力。表示された多数の画像の中から本件写真を選択し、ダウンロードした。

画像は、検索結果として表示されているだけで、フリー画像又は著作権者から使用許諾を与えられているといった表示は存在しない。

したがって、仮に被告がそこに表示された本件写真について相当な理由がないこと、すなわち被告の過失は明白。

被告

被告はヤフーサイトで「画像ハワイ」と入力して検索し、検索結果の画面が出てきたので、NO PICTUREや**著作権者のサインの記載があるものを除き**、本件写真を選択した。

【争点②に関する原告・被告の主張】

争点②被告PUT社が本件写真を被告ブログに掲載した手順において、被告PUT社に過失はあるか。

原告

●被告は壁紙Linkから本件写真をダウンロードしたとしても、壁紙Linkの注意書きは著作権者が写真の営業的使用を許諾したことを表示するものではない。被告による本件写真の使用は、「個人のデスクトップピクチャーとして」の私的使用ではなく、被告の旅行業に使用する営業用の使用である。

●「海外のショップでフリーの素材として販売していたもの」でも、著作権者は、対価を支払って購入した者による使用を許諾するに過ぎず、第三者に使用させる権利の許諾は含まない。

●「ホームページ素材としてもお使い下さい」との記述があるが、購入者(壁紙Link)による公衆送信を許諾するものでも、第三者(被告)による公衆送信まで許諾するものではない。

壁紙Linkのいずれの記載・表示にも、ユーザーが画像を自己の営業用サイトにアップすることに対し、著作権者が許諾していると解釈できるものや、壁紙Linkが著作権者であるとか、著作権者からユーザーによる利用について再利用許諾を受けていると解釈できるものは存在しない。

被告

出展元は壁紙Linkの「世界遺産と世界の風景デザイナーズ壁紙」というカテゴリであり、その中に「サイトで海外のショップでフリーの素材として販売していたもの、及び、海外のネット上で流通しているものを独自に収集したものです。無料でダウンロードした壁紙は、デスクトップピクチャーとして、あなたの生活に憩いを与えてくれるでしょう。また、ホームページ素材としてお使いください。」との記載があった。

この壁紙Linkで消費者の被告がフリー素材であると「誤認」するような記載があった。

【争点②に関する裁判所の判断】

争点②被告PUT社が本件写真を被告ブログに掲載した手順において、被告PUT社に過失はあるか。

1. 被告は、インターネットの検索サイトであるYahoo!から「ハワイ」を入力して画像を検索し、その検索結果から本件写真を選択した。本件写真(1)を選択すると、新しい画面が表示されたので、その画面下部に記載された壁紙LinkのURLをクリックした。そうすると、壁紙Linkのサイトの画面が表示され、その下部のURLをクリックすると、別の画面が表示された。そして、その画面に表示された本件写真(1)をクリックすると、更に別の画面が表示され、そこには「デザイナーズ壁紙は海外のショップでフリーの素材として販売していたものを収集したもの、及び海外のネット上で流通しているものを収集したものです。無料ダウンロードした写真壁紙は個人のデスクトップピクチャーとしてお楽しみください。また、掲載の作品をホームページ素材として、お使いいただく場合にはリンクをお願い致します。」と記載されていたので、**フリー素材、無料であると誤信した。**
2. しかしながら、被告は、本件提起前の永田弁護士との交渉において、永田弁護士に送付した文書には、「この写真の提供先は、ヤフーの画面からハワイと入力して、頂きました。写真には、名前のサインも入力されていないことを確認して『一期一会』のポエムに載せました」、「ヤフーを検索し、画像から趣味のブログ更新の為、ハワイのキーワードを入力しました。画像も持ち主が写真家様と知らず、(サインの記入もなかった為)写真家様の画像との認識もないまま軽率にも趣味のブログにて写真家様の画像を掲載してしまった事を心から謝罪させていただきます。」、「私も2度とYahoo! 画像から趣味のブログへの写真を掲載致しません。」と記載しているのみであって、**永田弁護士に対し、本件写真が壁紙Linkの記載からフリー素材であると誤信した旨を述べていない。**そうすると、被告が上記1. の手順で本件写真をダウンロードしたとは容易に認めることができないし、被告は、壁紙Linkの記載を閲覧することなく、Yahoo!の画像検索結果から本件写真をダウンロードした蓋然性が高いというべきである。
3. もっとも、被告が上記1. の手順で本件写真をダウンロードしたとしても、上記1. の「海外のショップでフリーの素材として販売していたもの」あるいは「海外のネット上で流通しているもの」との記載は、一定程度の注意をもって読めば、壁紙Linkが本件写真の利用許諾を受けていないことについて理解ができるものである。
4. そうすると、被告は、本件写真の利用について、その利用権限の有無についての確認を怠ったものであって、過失が認められる。

被告の過失を認定

【争点③に関する原告・被告の主張】

争点③原告らの損害及び損害額

原告	被告
<p data-bbox="86 549 782 599">＜本件写真の正規ライセンス料＞</p> <p data-bbox="86 621 927 949">被告がブログに掲載した本件写真のサイズはいずれも1024×768ピクセルであり画面に占める割合はブログ記事の横幅フルサイズ、かつクリックで高解像度（1024×768ピクセル100%）のものが画面全体に拡大して表示される。</p> <p data-bbox="86 971 937 1135">被告による本件写真の利用は、いずれも「クリックで高解像度化、または複数ページ」での利用に該当する。</p> <p data-bbox="86 1156 937 1263">ライセンス料は、本件写真それぞれにつき2376米ドルである。</p>	<p data-bbox="994 549 1352 592">原告の主張は否認。</p>

【争点③に関する原告・被告の主張】

争点③原告らの損害及び損害額

原告	被告
<p data-bbox="86 501 459 551"><原告Aの損害></p> <p data-bbox="86 568 923 732">原告Aの逸失利益は、本件写真の正規ライセンス料各2376米ドルから原告会社の手数料20%を差し引いた金額となる。</p> <p data-bbox="86 753 942 1089">被告による本件写真(1)の掲載は平成23年2月4日、本件写真(2)の掲載は同年1月10日であり、その頃の為替相場は81~83円で推移していることに照らし、1米ドルあたり82円で換算すると、原告Aの逸失利益は311,731円となる。</p> <p data-bbox="86 1110 942 1275">この金額から既に被告が支払った1万円を差し引くと、原告Aの逸失利益の残額は、301,731円となる。</p>	<p data-bbox="991 501 1354 551">原告の主張は否認。</p>

【争点③に関する原告・被告の主張】

争点③原告らの損害及び損害額

原告	被告
<p><原告会社の損害> 本件写真の正規ライセンス料は各2376米ドル、原告会社の手数料は20%であるから、原告会社の逸失利益は77,932円となる。 本件の積極損害は、合計368,400円である。 契約書の著作権保護サービス条項によれば、原告会社が不正使用をした侵害者から損害賠償として徴収した金額につき、純収入(必要経費・費用を差し引いた金額)の50%を原告Aに支払うことになっている。 損害賠償の請求及び徴収に要する必要経費・費用を負担するのは原告会社。</p>	<p>原告の主張は否認。</p>

【争点③に関する裁判所の判断】

争点③原告らの損害及び損害額

原告Aの損害について

原告会社は、原告Aの作品について、ウェブ使用目的でサイト内の複数ページで使用する場合やクリックで高解像度の写真が開く場合には、2年間で2376米ドルのライセンス料を設定していること、原告会社は、ライセンス料のうち、大点手数料として20%を取得し、原告Aに対して残りの80%を支払っていることがそれぞれ認められる。

また、被告は、平成23年2月4日本件写真(1)を、同年1月10日本件写真(2)をそれぞれブログにアップロードして掲載したこと、本件写真が被告のブログ上に掲載されていたときには、ブログ上の本件写真をクリックすると別の画面に本件写真が表示され、その大きさは1024×768ピクセルであったこと、被告は、同年7月1日頃本件写真(1)を、本件訴状が送達された同年10月15日頃本件写真(2)をそれぞれ削除したことがそれぞれ認められる。

本件写真(1)について約5ヶ月、本件写真(2)について約9ヶ月ブログに掲載することにより、複製権・公衆送信権を侵害したのであるから、原告Aには、本件写真(1)について396米ドル(2736×5/24×0.8)、本件写真(2)について米ドル712.8米ドル(2736×9/24×0.8)の合計1108.8米ドル(88,704円)のライセンス収入相当額の損害が生じたものと認めるのが相当。

被告は原告Aに1万円を支払っているから、78,704円となる。

【争点③に関する裁判所の判断】

争点③原告らの損害及び損害額

原告会社の損害について

原告会社の逸失利益としては、本件写真(1)について99米ドル($2376 \times 5/24 \times 0.2$)、本件写真(2)について178.2米ドル($2376 \times 9/24 \times 0.2$)の合計277.2米ドル(22,176円)の手数料相当額の損害が生じたものと認めるのが相当。

原告会社は、非独占的代理店契約において、原告Aに対し、不正使用に対する損害賠償を徴収した純収入の50%を支払う旨を約していることが認められる。

原告会社は、原告Aの作品に係る損害賠償において、弁護士費用等を含めた必要経費を負担するものと解される。

本件における請求内容、経過等の諸事情を併せて考慮すると、**弁護士費用相当額としては50,000円が相当**である。

＜下記を損害と認定＞

原告Aにつき78,704円と年5分の遅延損害金
原告会社につき72,176円と年5分の遅延損害金

【準拠法に関する裁判所の判断】

①ベルヌ条約5条(2)によれば、著作物の保護の範囲は、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによるから、我が国における著作権の帰属や有無等については我が国の著作権法を準拠法として判断すべきである。

②我が国とアメリカ合衆国は、ベルヌ条約の同盟国であるところ、本件写真は、アメリカ合衆国において最初に発行されたものと認められ、その著作物性と同国の国民である原告Aが著作権者であることが認められるから、同国を本国とし、同国の法令の定めるところにより保護されるとともに、我が国においても著作権法による保護を受ける。

③本件では、原告Aは、原告会社に対し、本件独占的利用許諾権を付与したのであるから、このような利用許諾契約の成立及び効力については、当事者が契約当事りに選択した地の法を準拠法とし、他方、選択がないときは、契約当時において契約に最も密接な関係がある地の法が準拠法である。本件独占的利用許諾権の付与は、原告Aがハワイ州公証人の面前において自ら署名した宣誓供述書をもって行ったものであり、その相手方である原告会社が同州に所在する会社であることも併せると、アメリカ合衆国ないしハワイ州の法を選択したものと解するのが相当。

※本件独占的利用許諾権の付与はアメリカ合衆国著作権法101条にいう「著作権の移転」に含まれる。

※原告Aは、自ら署名した宣誓供述書をもって、本件独占的利用許諾権を付与したのであるから、アメリカ合衆国著作権法204条(a)に照らし、本件独占的利用許諾権の付与は効力を有する。

④著作権侵害を理由とする損害賠償請求の法律関係の性質は、不法行為であるから、その準拠法は法の適用に関する通則法17条によるべきであり、「加害行為の結果が発生した地」は、我が国における著作権侵害による損害が問題とされているのであるから、我が国と解するのが相当。

【考察ポイント】

①写真の著作物性

写真の著作物性の判断基準は？

②過失責任

写真の著作物の利用における過失責任の判断基準は？

【考察：①写真の著作物性】

①写真の著作物性

写真の著作物性の判断基準は？

- スメルゲット事件
知財高等裁判所
平成17年(ネ)第10094号
- 東京アウトサイダーズ事件
知財高等裁判所
平成19年(ネ)第10003号
- スイカ写真事件
東京高等裁判所民事第6部
平成12年(ネ)第750号

スメルゲット事件【事件の概要】

- ①インターネット上のホームページで商品の広告販売を行うA社が商品の本件各写真を撮り、本件各文章を添えて、ホームページで商品の広告を掲載した。
- ②被控訴人らは、同じくインターネット上のホームページで商品の広告販売を行う会社であり、本件各写真を被控訴人の文章と共に、Aに無断で自社のホームページに掲載していた。
- ③A社は控訴人に対し、営業権を譲渡すると共に、本件各写真及び本件各文章にかかる著作権等を譲渡し、その旨を被控訴人らに通知した。
- ④控訴人は、被控訴人による本件各写真及び各文章への無断使用により、著作権（複製権・翻案権）侵害が生じ、同侵害により発生した損害賠償請求権をA社から譲り受けたと主張し、被控訴人に対して損害賠償を請求した。



【スメルゲット事件裁判所の判断】

写真の著作物

写真について

写真は、被写体の選択・組合せ・配置・構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係（順光、逆光、斜光等）、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現である。

写真の創作性

静物や風景を撮影した写真でも、その構図、光線、背景等には何らかの独自性が表れることが多く、結果として得られた写真の表現自体に独自性が表れ、創作性の存在を肯定し得る場合があるというべきである。

⇒原則として写真の創作性を肯定。

【スメルゲット事件裁判所の判断】

写真の著作物

しかし

写真における表現の独自性がどの程度のものかによって、創作性の程度に高度なものから微少なものまで大きな差異があり、著作物の保護の範囲、仕方等も、そうした差異に大きく依存するものというべき。従って、創作性が微少な場合には、写真をそのままコピーして利用したような場合にほぼ限定して複製権侵害を肯定するにとどめるべき。

⇒創作性が低い場合には、デッドコピーの場合に限定し

複製権侵害を認めるべき、との論点を表明。

【スメルゲット事件裁判所の判断】

写真の著作物

控訴人写真の創作性

本件各写真については、被写体の組合せ・配置・構図・カメラアングル・光線・陰影、背景等にそれなりの独自性が表れているのであるから、創作性の存在を肯定することができ、著作物性はあるものというべきである。他方、その創作性の程度は極めて低いものであって、著作物性を肯定し得る限界事例に近いものといわざるを得ない。

⇒控訴人写真の創作性を認めながら、その創作性の程度は極めて低いものから、本件は著作物性を肯定する限界事例であると論述。

【スメルゲット事件裁判所の判断】

写真の著作物

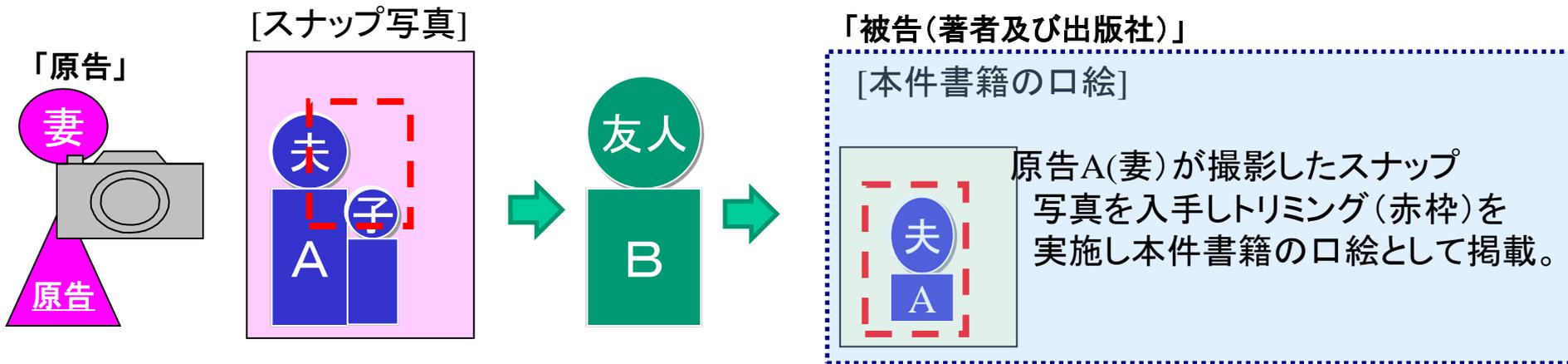
結論：写真複製権の侵害の有無

本件各写真の創作性は極めて低いものではあるが、被控訴人らによる侵害行為の態様は、本件各写真をそのままコピーして被控訴人ホームページに掲載したというものであるから、本件各写真について複製権の侵害があったものといえることができる

⇒以上の論述を踏まえて、本件は著作物性を認める限界事例としながらも、被控訴人らの行為はデッドコピーのため、複製権侵害に該当するとの結論に至った。

東京アウトサイダーズ事件 【事件の概要】

- ① 被告は、戦後日本の「ヤミ社会」「裏社会」で活動した様々な外国人にスポットを当てた作品を出版社から刊行した。
- ② この作品に取上げられた人物の一人A(米国人・故人)について、巻頭口絵写真の一枚にその肖像が掲載された。
- ③ この写真は被告がA(米国人・故人)の親友であった人物Bから入手した。
入手する際に、Bより、生前A本人から「自由に使ってよい」と言われていたことを確認。
- ④ この写真はA(米国人・故人)が1970年当時、自宅で自分の子供を抱いている姿を写したスナップ写真である。



[原告]

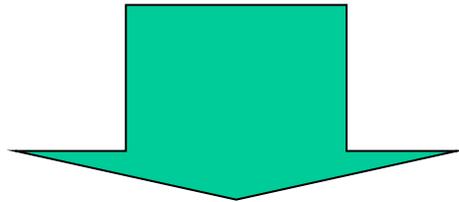
撮影者は自分であり、本件書籍へのこの写真の掲載は著作権(複製権、同一性保持権)を侵害している。
損害賠償と出版差止を請求する。

【東京アウトサイダーズ事件裁判所の判断】

一般人のスナップ写真の著作物性とは？

■被告主張

写真については、被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方だけではなく、露光、陰影の付け方、レンズの選定、シャッター速度設定、現像手法等の工夫を凝らしたことにより創作性があり、この結果、著作物性を有するというべきではないか。

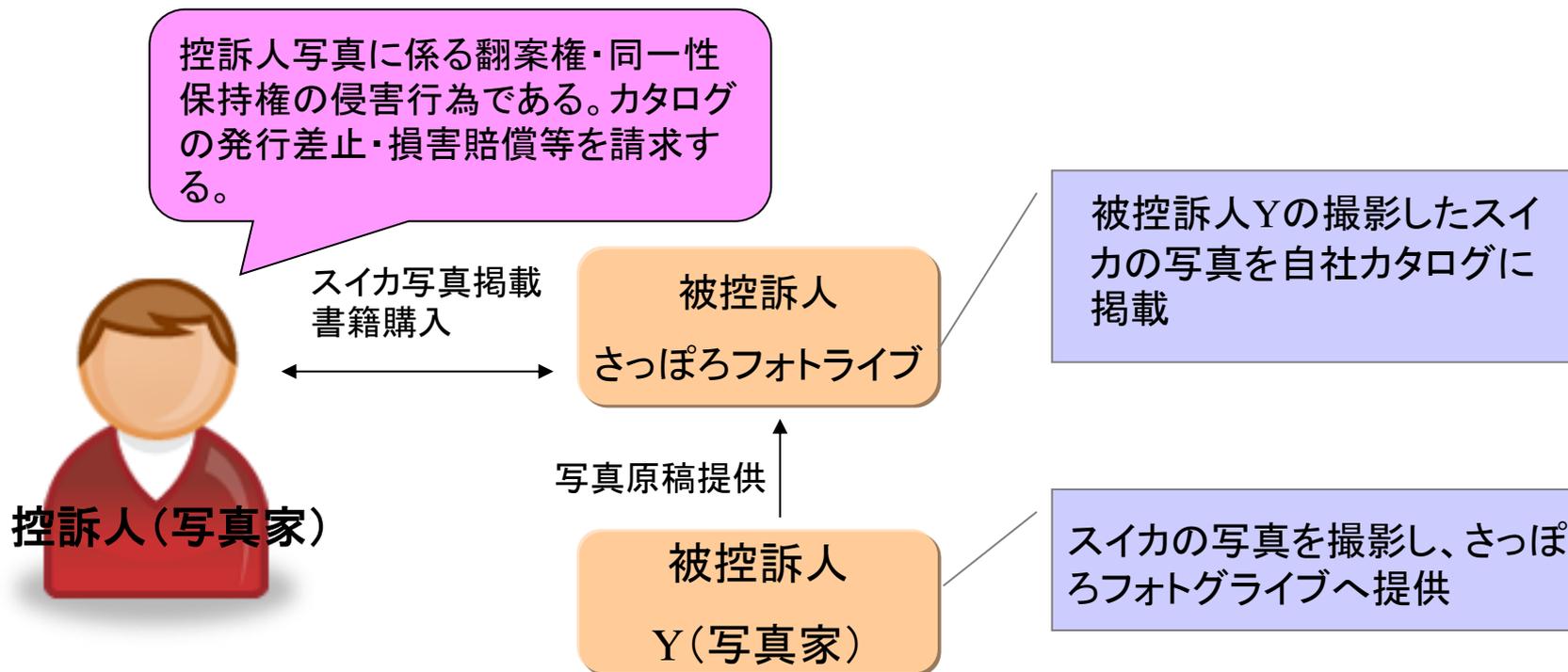


■裁判所判断

家族写真(素人写真)であっても、被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方において撮影者の創作性を認めることができ、著作物性を有する。「本件写真は、父子の姿を捉えたその構図やシャッターチャンスにおいて、創作性が認められ、その著作物性を肯定ことができ、撮影者である一審原告がその著作権を取得する」とされた。

スイカ写真事件【事件の概要】

- ①控訴人(原告、写真家)は、スイカを題材にした写真を撮影し、当該写真を「A(仮名)の旬菜果」等に掲載していた。
- ②被控訴人さっぽろフォトライブ(被告)は、控訴人事務所を訪れ、「Aの旬菜果」を購入した。当該購入の5カ月後、さっぽろフォトライブと以前から取引のあった被控訴人Y(被告、写真家)によって、スイカを題材にした写真が撮影された。
- ③被控訴人さっぽろフォトライブは、被控訴人Yの撮影した上記写真を、写真原稿の貸与ビジネスのために、自社のカタログに掲載した。



【スイカ写真事件裁判所の判断】

写真著作物の創作性とは

写真著作物における創作性は、最終的に当該写真として示されているものが何を有するかによって判断されるべきものであり、これを決めるのは、被写体とこれを撮影するに当たっての撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等における工夫の双方であり、その一方ではない。

控訴人の写真における創作的表現とは

控訴人写真の構図、すなわち、素材の選択、組合せ及び配置は、全体的に観察すると、スイカを主題として、人為的に、夏の青空の下でのみずみずしいスイカを演出しようとする、作者の思想又は感情が表れているものである

【各判例のポイントと当てはめ】

1. 写真における著作物性の判断基準

- 被写体の組合せ、配置、構図
- カメラアングル、背景、撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等

上記双方に、撮影者の独自性・創作性が表れているか。

2. 本判例への当てはめ

上記のような工夫が認められ、かつ、写真家により撮影されていることから、本件写真(1)、(2)共に創作性を認めた本判決は妥当。

【ディスカッション①】

- 被告に訴訟代理人が存在していた場合、本件写真の著作物性を否定できる可能性はあったと思いますか？

【考察：②過失責任】

②写真の著作物の利用における過失責任の判断基準は？

【過失責任が肯定された事例】

- 誕生花写真集事件
大阪地方裁判所
平成14年(ワ)第13194号
- セキスイハイム広告写真事件
大阪地方裁判所
平成15年(ワ)第2884号
- 東京アウトサイダーズ事件
知財高等裁判所
平成19年(ネ)第10003号

【過失責任が否定された事例】

- ドトールコーヒーパンフレット写真掲載事件
大阪地方裁判所
平成17年(ワ)第1311号
- セキスイハイム広告写真事件
大阪地方裁判所
平成15年(ワ)第2884号

【不法行為に基づく損害賠償請求】

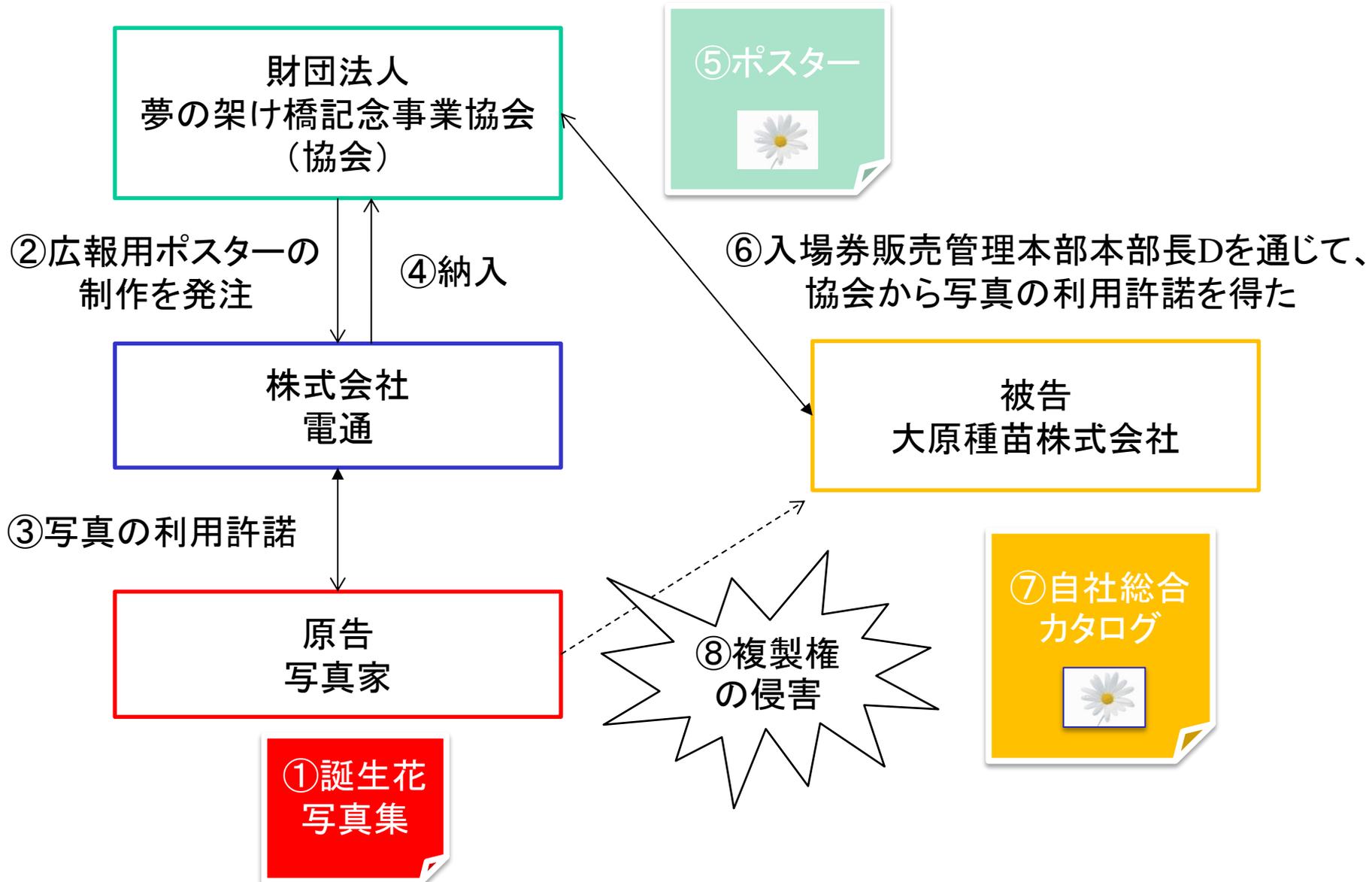
- 不法行為に基づく損害賠償請求権
 - 民法709条の要件を満たす場合に、損害賠償を請求できる権利
- 民法709条
 - **故意又は過失**によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う
 - 損害賠償の請求をするに当たっては、請求人が相手方の故意又は過失を立証しなければならない
- 特許、意匠、商標の場合
 - 侵害の行為をする者は、過失によってその行為をしたものと推定される(特許法 103条等)
 - 理由:特許発明の内容について、特許公報、登録原簿等によって公示されているから
 - 意匠、商標についても特103条が準用されている
- 著作権の場合
 - **過失の推定規定はない**
 - 理由:著作権は、実体審査を経て権利内容が公示されるわけではなく、また独自に創作したものである限り、他人の著作権を侵害することはない相対的独占権だから
 - つまり、損害賠償請求をする場合には、民法709条どおり、請求人が相手方の故意又は過失を立証しなければならない

【故意と過失】

- 故意とは？ 過失とは？
- 故意
 - 自分の行為から一定の結果が生じることを知りながら、**あえてその行為をすること**^(*1)
- 過失
 - 自分の行為から一定の結果が発生することを認識できたのに、**不注意でそれを認識しないこと**^(*1)
 - 主観的過失論(過失につき加害者が不注意であったという心理状態)と客観的過失論(過失につき社会的にみてしてはならないことをしたという行為義務違反)の議論があるが、どちらの場合でも、通常、過失の内容を結果の予見(予見可能性・予見義務)と結果の回避(回避可能性・回避義務)との二つの要素に分ける。^(*2)
- 過去の裁判に照らすと
 - 著作権侵害行為について過失があるというためには、侵害者において、その行為が他者の著作権を侵害することを認識・予見することが可能であり、かつ、認識・予見すべきであるのにこれをしなかったことが必要であると解すべき
「パチスロ機『クレイジーレーサー』等著作権等侵害事件」
平成16年12月27日大地判(平成14(ワ)1919等)

【過失責任が肯定された事例①】

誕生花写真集事件 大阪地方裁判所(H14(ワ)13194)



【事例①に関する裁判所の判断】

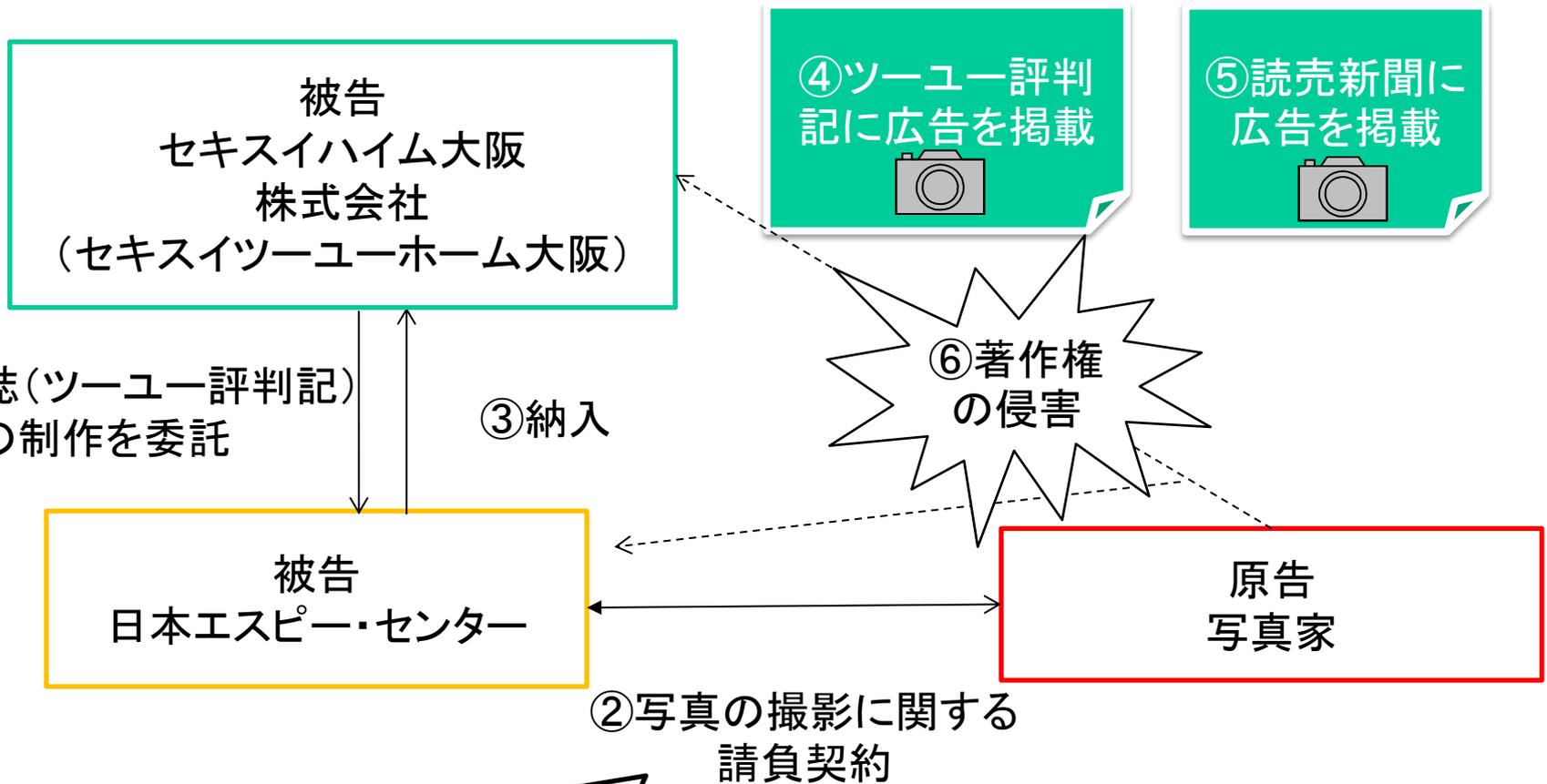
本件ポスターには、第1刷分から、本件誕生花の部分の下に「©KITA Shunkan Photo Library」との表示がされていたと認められることは、前記のとおりである。「©KITA Shunkan Photo Library」が協会を示すものでないことは、一見して明らかであるから、被告大原種苗としては、本件誕生花に関する著作権の所在について、少なくとも協会に明示的に確認すべき注意義務があったというべきである。

しかしながら、被告大原種苗の担当者であったEは、本件ポスターの写真に別に著作権者がいるかもしれないという考えを持たず、協会から許諾を得ればよいだろうと考え、その結果、被告大原種苗は、著作権の所在について、協会に明示的に確認することすらしなかったのであるから、被告大原種苗には、上記注意義務を怠るという過失があったというべきである。

もっとも、上記で判示したとおり、協会が被告大原種苗に対し、本件ポスターを転載することについて、無償であれば構わない旨を伝えていたという経緯に照らせば、本件ポスターに上記表示がされていたことのみをもって、被告大原種苗に、上記過失を越えて、故意の存在まで認めることはできず、他に、被告大原種苗に故意があったことを認めるに足りる証拠はない。

【過失責任が肯定された事例②】

セクスイハイム広告写真事件 大阪地方裁判所(H15(ワ)2886)



写真の用途の範囲、著作権の帰属、フィルム所有権の帰属について、
明示的な合意はしていない

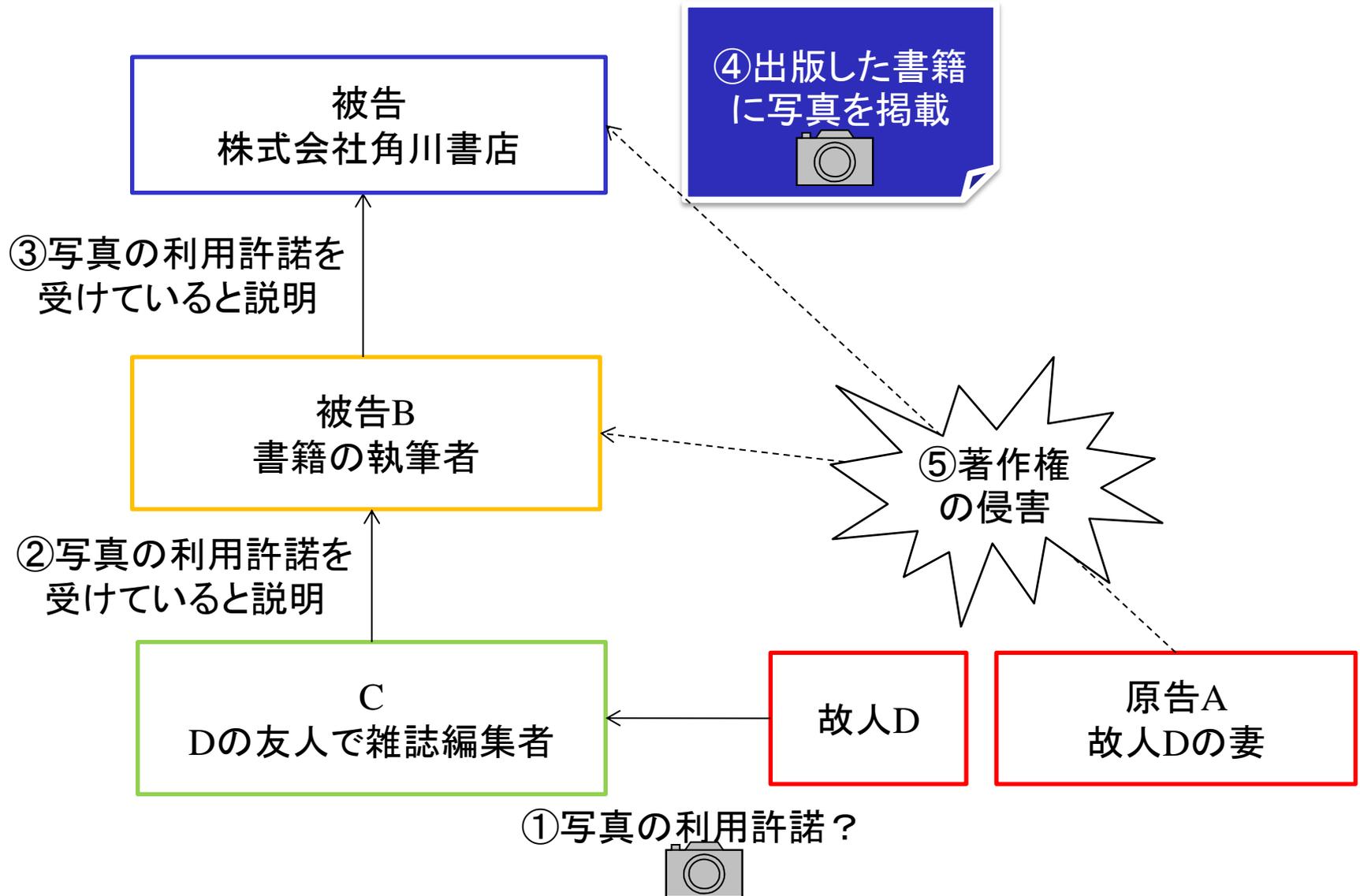
【事例②に関する裁判所の判断】

被告エスピー・センターは、広告制作会社であるところ、広告制作会社は、その業務上、他者が作成した著作物である写真や文章等を取り扱って利益を得ているのであるから、そのような著作物の著作権について十分な注意を払って事務処理をすべき義務を負うものというべきであり、その顧客からの求めに応じて保管してある写真フィルムを貸し出す際には、その写真の著作権者や使用許諾の有無範囲を調査し、顧客が予定している使用態様が著作権者から予め得ている使用許諾の範囲外であるおそれがある場合には、自ら著作権者から使用許諾を得るか、顧客に対し、別途著作権者から使用許諾を得る必要があることを伝える等の手段により、顧客による著作権の侵害が発生することのないよう、細心の注意を払うべき義務があるものと解すべきである。

これを前提として検討するに、被告エスピー・センターは、本件写真の撮影者が原告であることを知っており、また、前記で検討したとおり、本件写真の著作権について、原告から譲り受ける旨の合意は存在せず、さらに、前記で検討したとおり、原告は、本件写真を「ツーユー評判記」以外に使用することを許諾したとは認められないのであるから、本件写真を「ツーユー評判記」以外に使用するためには、改めて著作権者である原告から許諾を得る必要があるものである。仮に、同被告が、本件写真の使用許諾の範囲として、「ツーユー評判記」への使用に限定されず、「セキスイツーユーホーム」の広告一般への使用について許諾を受けていたと信じていたとしても、前記で検討したところに照らせば、同被告がそのように信じるのが相当であったというべき事情はなく、同被告がそのように信じたことに過失があったというべきである。そして、同被告は、セキスイツーユーホーム大阪に本件写真のフィルムを貸し出すに際し、上記のとおり、本件写真について、これを使用するには別途著作権者の許諾が必要である旨を伝えたり、示唆したりしたことは全くなかったのであるから、同被告は、顧客による著作権侵害の発生を防止するための注意義務に違反したというべきである。

【過失責任が肯定された事例③】

東京アウトサイダーズ事件 東京高等裁判所(H19(ネ)10003)



【事例③に関する裁判所の判断】

一審被告ら及び角川グループ訴訟引受人は、一審被告Xは、Bから、本件写真を自由に使ってよいと言われており、同人に「この写真はあなたのものか。」と尋ねたところ、「そうである。」との答えを得たこと、一審被告Xは、Bに対して、本件写真の使用料についても尋ねたが、同人は不要であると答えたこと、Bは、長年にわたり、雑誌「東京ウィークエンダー」の編集長を務めた出版関係者であったことから、一審被告Xには過失はない旨主張し、一審被告Xの陳述書には、その旨の記載がある。これに対し、一審原告は、一審被告XがBから本件写真を入手したとの事実を否認している。

しかし、仮に、一審被告ら及び角川グループ訴訟引受人が主張する上記事実が存したとしても、一審被告らは、本件写真の著作権者が誰であるかを確認し、その者から本件書籍への掲載について許諾を得る活動を全くしていないのであるから、過失があるというべきである。

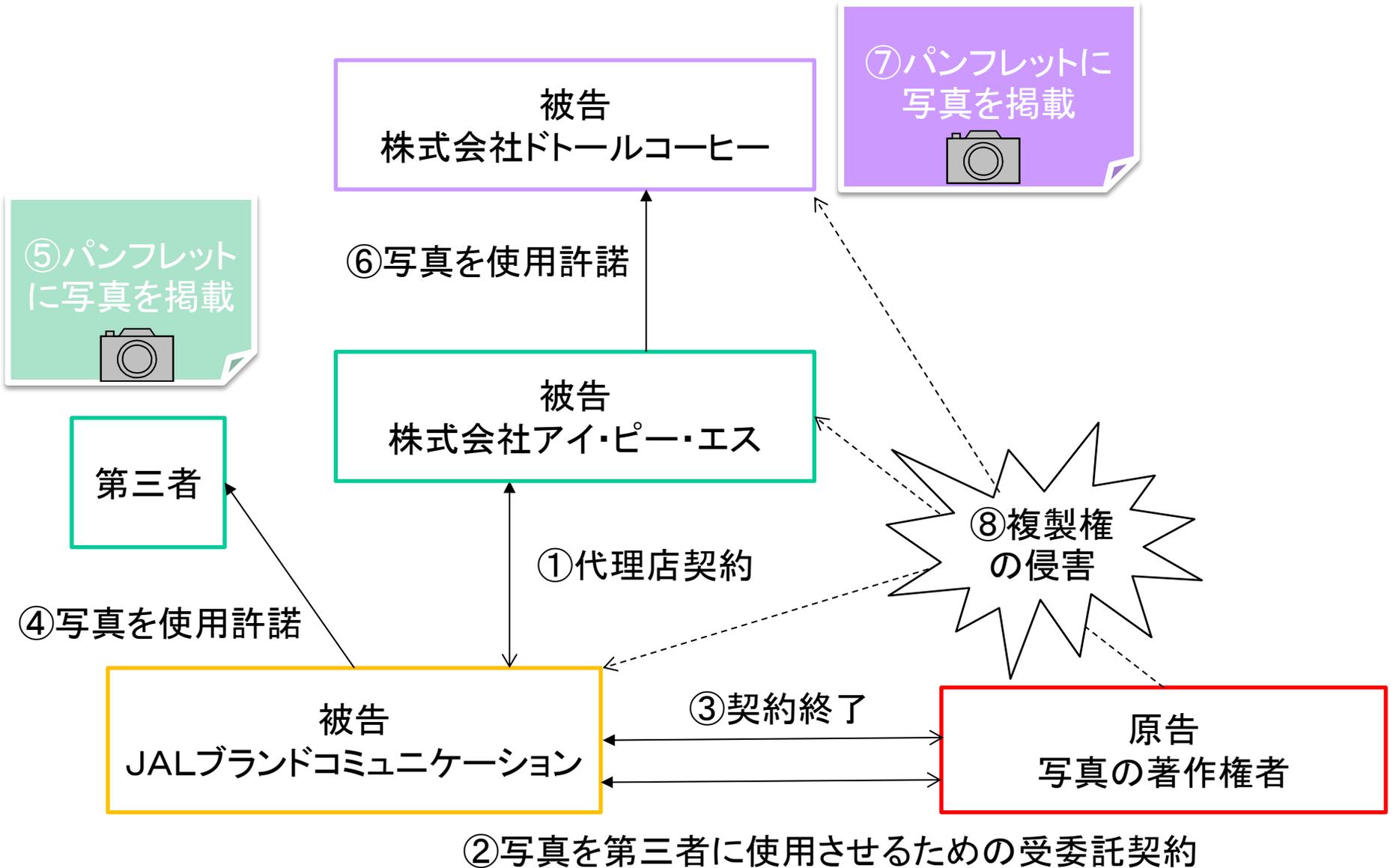
一審被告ら及び角川グループ訴訟引受人は、本件のような場合、あえて撮影者は誰であるかを詮索しないのが通常であると主張する。しかし、出版物に写真を使用する際に著作権処理をすることなくこれを使用することは考え難いところである。そして、撮影者が誰であるかが分からなければ、著作権者は判明せず、著作権処理をすることは困難であると考えられるから、本件のような場合に撮影者は誰であるかを詮索しないのが通常であるとは認められない。

また、一審被告ら及び角川グループ訴訟引受人は、本件のような場合、撮影者を検索して著作権処理をしなければ書籍等に掲載できないとすれば、自由かつ円滑な出版活動に大きな支障が生じ、自由闊達であるべき出版活動が萎縮してしまうことになるとも主張する。しかし、そもそも、出版物に写真を使用する際に著作権処理をすることは、出版物の著作者及び出版社にとって当然になすべき義務であるから、それをせず大きな支障が生ずるとか、出版活動が萎縮してしまうなどとする主張が失当であることは明らかである。

したがって、本件写真の本件書籍への掲載について一審被告らには過失があるというべきである。

【過失責任が否定された事例①】

ドトールコーヒーパンフレット写真掲載事件 大阪地方裁判所(H17(ワ)1311)



【事例①に関する裁判所の判断】

被告ドトールは、コーヒーの焙煎加工及び販売その他を目的とする株式会社であり、宣伝広告の広告主となることはあっても、自ら広告を制作することを業とする会社ではない。

このような会社が、少なくとも、顧客として、パンフレット製作会社にパンフレットの製作を依頼して、完成したパンフレットの納入を受けてこれを頒布するにあたっては、そのパンフレットに使用された写真について、別に著作権者が存在し、使用についてその許諾が得られていないことを知っているか、又は知り得べき特別の事情がある場合はともかく、その写真の使用に当たって別途著作権者の許諾が必要であれば、パンフレット製作会社からその旨指摘されるであろうことを信頼することが許され、逐一、その写真の使用のために別途第三者の許諾が必要か否かをパンフレット製作会社に対して確認し、あるいは、自らこれを調査するまでの注意義務を負うものではないと解すべきである。

なぜならば、一般に、パンフレット製作会社がパンフレットの製作にあたって使用した写真が、誰の撮影に係るものであるか、顧客には直ちに知り得ないものであり、その著作権についても、当該撮影者が有していたり、第三者に譲渡されていたり、あるいは既に消滅していたりと、様々な状況があり得るのであって、これも顧客には直ちに知り得ないものであるからである。

したがって、特段の事情のない限り、顧客としては、パンフレットに使用される写真の著作権については、パンフレット製作会社において適切な対応がされていると信じ、その写真を使用することが他者の著作権を侵害するものではないものと考えたとしても、注意義務に違反するものとはいえない。

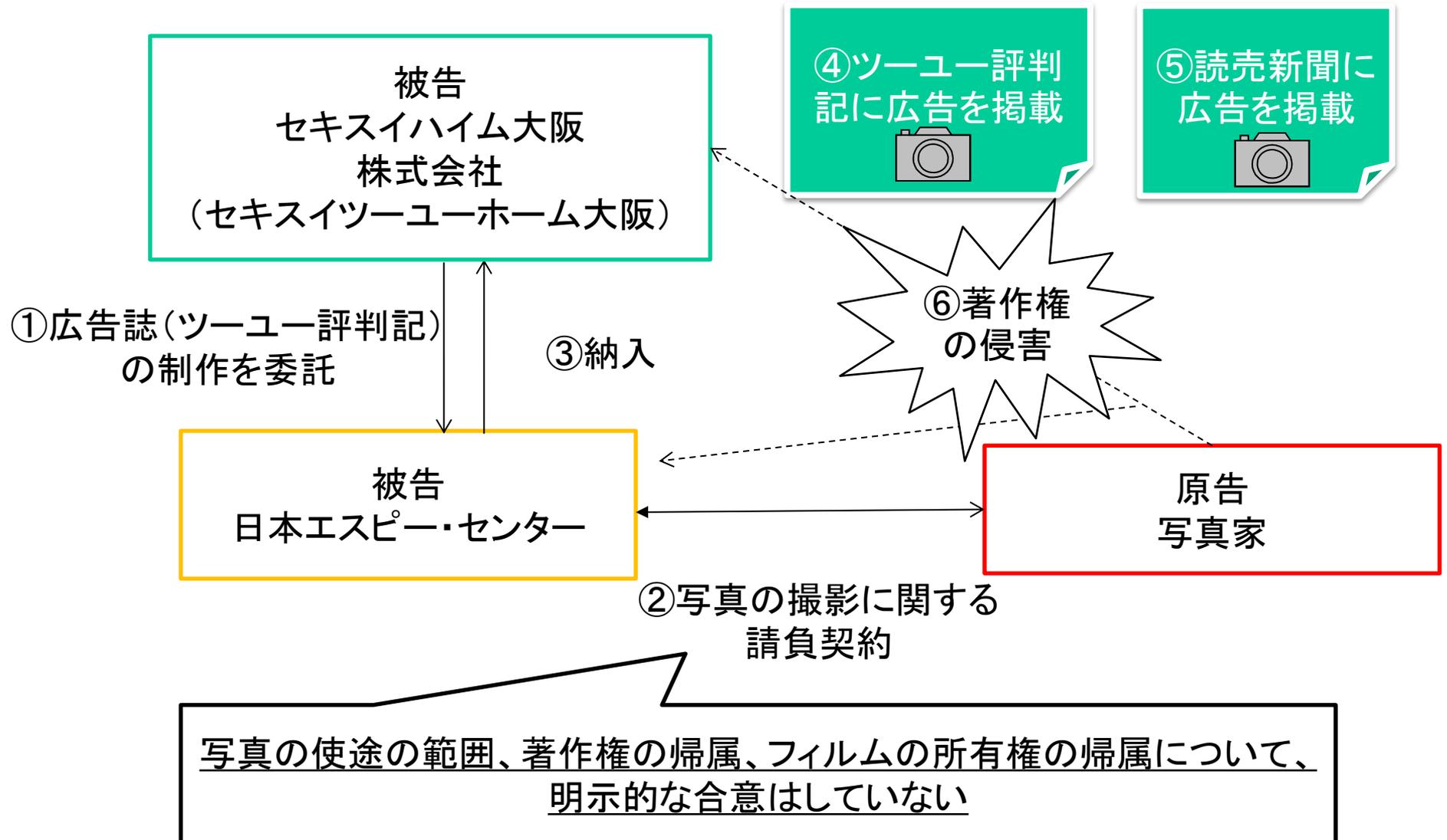
本件についてこれをみるに、同被告が、本件使用に際して、本件写真について、著作権者が存在し、その許諾を得ていないことを知っていたことを認めるに足りる証拠はなく、また、そのような事実を知り得べきであったという特別の事情が存在したことを認めるに足りる証拠もない。

以上に照らせば、同被告には注意義務違反は認めることができず、したがって、本件使用による原告の著作権(複製権)侵害について、同被告に過失を認めることはできない。

よって、その余の点につき判断するまでもなく、被告ドトールに対する損害賠償請求は理由がない。

【過失責任が否定された事例②】

セクスイハイム広告写真事件 大阪地方裁判所(H15(ワ)2886)



【事例②に関する裁判所の判断】

被告積水らは、建築材料の製造販売や、建築工事の設計施工等を目的とする会社であり、宣伝広告の広告主となることはあっても、自ら広告を制作することを業とする会社ではない。

このような会社が、少なくとも、被告エスピー・センターのような広告制作会社から、その顧客として、広告用写真のフィルムを借り受け、これを使用するに当たっては、その写真について別に著作権者が存在し、使用についてその許諾が得られていないことを知っているか、又は知り得べき特別の事情がある場合はともかく、その写真の使用に当たって別途著作権者の許諾が必要であれば、貸出し元の広告制作会社からその旨指摘されるであろうことを信頼することが許され、逐一、広告制作会社に対し、その写真の使用のために別途第三者の許諾が必要か否かを調査確認するまでの注意義務を負うものではないと解すべきである。

すなわち、広告制作会社から、その顧客として、広告用写真のフィルムを借り受け、これを使用するに当たっては、その広告制作会社から、別途著作権者の許諾が必要であると指摘されない限り、その写真の著作権が既に消滅しているか、その広告制作会社が著作権を取得しているか、著作権者から使用の許諾を受けているかはともかく、その写真を使用することが他者の著作権を侵害するものではないものと考えて、その写真を使用したとしても、注意義務に違反するものとはいえない。

【各判例のポイントと当てはめ】

1. 過失責任の判断基準

【ポイント】

業務上、写真を含む著作物を取り扱って直接的な利益を得ているのか？
それとも、写真を含む著作物を取り扱って直接的な利益を得ておらず、あくまで発注者（顧客）として写真を含む著作物を利用するのか？

【前者の場合】

「著作権者は誰か？」

「どうすれば権利者から許諾を得られるか？」

等の権利処理を行うための注意義務が課されている

【後者の場合】

写真について別に著作権者が存在し、使用についてその許諾が得られていないことを知っているか、又は知り得べき特別の事情があるか

⇒なければ、権利処理を行うための注意義務は課されない

2. 本判例への当てはめ

被告は発注者ではなく、またオーダーメイド旅行の企画業務を行う一環でブログに写真を掲載しているため、裁判所の判断として

「一定程度の注意をもって読めば、壁紙Linkが本件写真の利用許諾を受けていないことについて理解ができるものである。そうすると、被告は、本件写真の利用について、その利用権限の有無についての確認を怠った。」

と一定レベルの注意義務を課していることは妥当であると考えられる。

【ディスカッション②】

- 過去の裁判例に鑑みると、被告の過失を認定した裁判所の判断は妥当であると考えましたが、もし被告の主張のとおり「ホームページ素材としてお使いください」との記載があれば、権利者からの許諾なく商用利用できるのでは？と、思ってしまう、過失を認定するのは酷のようにも思えます。みなさんはどう思いますか？

【ディスカッション③】

● 損害額

損害額の認定は妥当だと思いますか？

● 被告の主張

被告として他に主張できる術はあったと思いますか？

● 訴訟提起の意義

訴訟で権利保護をしようとしても、かえって費用がかかる結果となると思われます。本件訴訟提起の意義はあったと思いますか？

【出典】

*1) 知的財産用語辞典

- 古谷 榮男著
- URL <http://www.furutani.co.jp/index.html>

*2) 民法でみる知的財産法

- 金井高志著
- P. 192 (2) 過失概念